

令和2年12月7日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長  
保育・教育人材課長

## 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る 対応のご協力について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

11月に入り、新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、市内の保育・教育施設においても園児・職員の感染が確認されるケースも増えています。

本市では、保育・教育施設において、園児や職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、臨時休園の対応を行っており、休園期間は平均約10日となっています。休園期間中は、感染拡大防止のため、原則として園児はご家庭での保育をお願いすることとなります。

各園においても、感染防止対策には十分気を付けながら保育を行っていますが、保護者の皆様におかれましても、園の状況にもご配慮いただきながら、下記の内容について、お子様及びご自身の体調の確認や、ご家庭における新しい生活様式の実践によるご協力をお願いいたします。

### 1 体調の確認

お子様が次の基準に該当する場合には、特に外出を自粛し、登園を行わないよう徹底してください。

#### <園児が登園を避ける基準>

- 発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養し、登園しないことを徹底。(発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意。)
- 解熱後24時間を経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控える。
- 呼吸器症状等が感染性のものとないと医師が判断し、登園が可能とされた場合はその判断に従って対応。

### 2 送迎時の注意事項

保護者が送迎をされる際には、次の項目を徹底するようにしてください。

#### <送迎時の注意事項>

- 保護者自身の健康状態の確認、送迎時のマスクの着用。  
(特に職員や他の保護者との会話の際には、必ずマスクの着用を徹底すること。)
- 施設内に入る場合には、手指の消毒の徹底。
- 登降園時の敷地内での保護者同士の会話等を必要最低限にとどめる。
- 保護者が<園児が登園を避ける基準>に該当する場合は、送迎を行わないことを徹底。